

マネックスFX取引所外国為替証拠金取引ルール

取引所外国為替証拠金取引(以下、「大証FX 取引」といいます。)は元本および収益が保証された取引ではなく、通貨ペアの価格変動および金利の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあります。また、お客様の大証FX 取引がインターネットを通して非対面で行われることを踏まえ、お客様と当社の取り得るリスクを一定の範囲に抑えるため、当取引においては大阪証券取引所(以下、「取引所」といいます。)が規定するルールに加え当社のルールを設定させていただいております。

大証FX 取引を行うにあたっては、大証FX 取引の「取引所外国為替証拠金取引口座設定約諾書」(以下、「大証FX 取引口座設定約諾書」といいます。) 「取引所外国為替証拠金取引説明書(契約締結前交付書面)」(以下、「大証FX 取引説明書」といいます。) 「取引所外国為替証拠金取引規定」(以下、「大証FX取引規定」といいます。) に加えて本取引ルール(以下、「大証FX 取引ルール」といいます。) の内容を充分にご理解いただいたうえで、お客様の資力、投資経験および投資目的に照らして行っていただきますようお願い申し上げます。

※本取引ルールにおける用語につきましては、本ルールで定義されるものを除き、当社ホームページに掲載されております。

「用語集」規定の用語をご確認ください。

1. 大証FX 取引口座開設について

大証FX 取引を行うには、大証FX 取引口座の開設が必要です。口座開設の際は、下記記載の書面に関する「確認書」を差入れていただく必要があります(電磁的方法を含む)。

- ・大証FX 取引口座設定約諾書
- ・大証FX 取引説明書
- ・大証FX 取引規定
- ・大証FX 取引ルール

口座開設にあたっては、事前に上記記載の書類に基づく審査の他、電話面談等により、適合性を確認させていただくことがあります。

2. 口座開設までの流れ

① 当社ホームページ上の大証FX口座開設申込み画面をクリックし、遷移した事前確認画面から、「大証FX取引口座設定約諾書」「大証FX 取引説明書(契約締結前交付書面)」「大証FX 取引規定」「大証FX 取引ルール」および「電子交付に関する書面」等に同意してください。

② 「確認事項」の所定欄に記入してください(必須)。次に「適合性確認の質問シート」にご回答ください。(必須)

注)ご回答内容によっては、口座開設をお断りさせていただきます。

③ 口座開設情報入力画面にて、お客様の基本情報、金融機関情報等を記入してください。(■ は必須項目です。)

④ 口座開設情報確認画面にて、お客様の登録内容をご確認ください。ご確認されたのちに完了ボタンを押下すると登録完了画面が表示されます。

⑤ 大証FX 口座にお申込をされたお客様について審査をさせていただきます。

⑥ 審査の結果、当社が「大証FX 取引口座の開設に必要な条件を満たしている」と判断した場合、お客様専用の「大証FX 取引口座」を開設いたします。

3. 口座開設基準

お客様は、次に掲げる各号すべてに該当する場合に、本取引口座の開設が出来るものとします。

(1) 日本国内に居住し、年齢が満20歳以上、かつ民法に定める制限能力者ではない個人であること。

(2) 本ルール、「取引所外国為替証拠金取引説明書(契約締結前交付書面)」および「取引所外国為替証拠金取引規定」のすべてに同意いただけること。

- (3) 取引に内在するリスクを十分に理解し、ご自身の責任と判断において本取引を利用いただけること。
- (4) インターネットを利用できる環境にあること。
- (5) 当社よりお客様への、電子メールおよび電話での連絡が確実にとれること。
- (6) 当社から交付された日本語による取引報告書その他の書面の記載内容が理解できること、および日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に全く支障がないこと。
- (7) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める「疑わしい取引」を行おうとする者ではないと見なされること。
- (8) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等またはこれらに準ずるもの、またはこれらであったものではないと見なされること。
- (9) 以下の行為を行う恐れがないこと。
- ① 第8号に掲げるものと標榜する行為
 - ② 名誉または信用を毀損する行為
 - ③ 詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いる行為
 - ④ 業務を妨害する行為
 - ⑤ 違法行為または法的な責任を超えた不当要求行為
- (10) 金融先物取引業務に従事する従業員でないこと。
- (11) その他当社が定める要件。

4. 取扱対象通貨ペア

大証FX 取引で取扱う通貨ペアは、以下の11種類です。

・外貨対円貨

米ドル(USD)/円(JPY)、ユーロ(EUR)/円、英ポンド(GBP)/円、豪ドル(AUD)/円、スイスフラン(CHF)/円、カナダドル(CAD)/円、ニュージーランドドル(NZD)/円、南アフリカランド(ZAR)/円

・外貨対外貨

ユーロ/米ドル、英ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル

5. 取引単位と呼値の単位

	金融指標	小数点位置	呼値単位	取引単位	一呼値単位の損益額
1	米ドル/日本円	2	0.01	10,000	100(円)
2	ユーロ/日本円	2	0.01	10,000	100(円)
3	英ポンド/日本円	2	0.01	10,000	100(円)
4	豪ドル/日本円	2	0.01	10,000	100(円)
5	スイスフラン/日本円	2	0.01	10,000	100(円)
6	カナダドル/日本円	2	0.01	10,000	100(円)
7	ニュージーランドドル/日本円	2	0.01	10,000	100(円)
8	南アフリカランド/円	2	0.01	100,000	1,000(円)
9	ユーロ/米ドル	4	0.0001	10,000	1(米ドル)
10	英ポンド/米ドル	4	0.0001	10,000	1(米ドル)
11	豪ドル/米ドル	4	0.0001	10,000	1(米ドル)

6. 取引手数料

約定ごとに下記の手数料をお客様の証拠金より申し受けます。

1取引単位(1枚):1万通貨、南アフリカランド/円については10万通貨

取引手数料 : 1取引単位あたり 88円(税込)です。

約定ごとに上記の額による取引手数料をお客様の証拠金より差引き、2営業日後にお客様の口座から引き落とします。

7. 立会時間(共通ルール)

	米国夏時間適用期間	米国標準時間適用期間
月曜日～木曜日	午前7時～翌日午前6時	午前8時～翌日午前7時
金曜日	午前7時～翌日午前5時30分	午前8時～翌日午前6時30分

- 注文は、立会開始の15分前から受け付けます。ただし、立会開始までの間の新たな注文は、指値呼値、指成呼値、トリガー成行、トリガー指値のみの受付とし、成行等その他の呼値は立会開始まで受け付けません。
- 急激な経済変化等やむをえない事由により、取引時間の変更および取引の一部もしくは全部を停止する場合があります。
- 米国の夏時間適用期間は、3月の第2日曜日(11月)から11月の第1日曜日(12月)までです。

8. 取引日

- 取引日は、取引所の定める休業日以外の日の注文受付開始時から翌日の立会終了時までです。
- 取引所の定める休業日は、土曜日、日曜日、1月1日および取引所が必要に応じて定める臨時休業日となります(1月1日が日曜日の場合は、1月2日も休業日に加えます。)

9. ロールオーバーとスワップポイント

大証FX取引では、同一取引日中に反対売買によって決済されなかった建玉について、取引時間終了時に建玉が消滅し、同時に、消滅した建玉と同一の内容の建玉が発生することにより自動的に建玉を翌営業日に繰延べます(これをロールオーバーといいます)。繰延べる際に、毎日の清算指数を基準として値洗い計算を行い、当日の値洗いの結果生じた前日との差額は有効証拠金に加減されます。

建玉がロールオーバーされるときに、2通貨間の金利差と持越した日数に応じてスワップポイントが発生します。大証FX取引では、同一金融指標の売り・買い建玉にかかるスワップポイントの受取額(スワップ益)と支払額(スワップ損)は同一で、立会終了時に取引所が定めます。未決済のスワップ損益は有効証拠金には含まれますが、未決済スワップ益を出金することはできません。

(「19.証拠金について」をご参照ください。)

10. 取引規制について

取引所が取引に異常があると認める場合、またはそのおそれがあると認める場合には、次のような取引規制を行うことがあります。取引所により取引規制が発動された場合、当社は直ちにその措置をとらせていただきます。あらかじめご承認ください。

- 証拠金の差入日時または預託日時の繰上げ
- 証拠金額の引上げ
- 証拠金の有価証券による代用制限 (注) 当社では代用有価証券の取扱はいたしません。
- 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ (注) 当社では代用有価証券の取扱はいたしません。
- 大証FX取引の制限または禁止
- 建玉制限

11. 注文の種類

指値	指定した価格、またはそれよりも有利なレートで約定します。
成行	価格が指定されずに発注され、注文が受け付けられた時の最良価格の呼値に対当して順次約定させる注文。
FAK (Fill And Kill)	価格が指定されずに発注され、注文が受け付けられた時の最良価格の呼値に対当して約定させる注文。成行注文が最良価格の呼値に順次対当するのに対して、FAK では最良価格の呼値で約定しなかった未約定数量は取消されます。
FAS (Fill And Store)	価格が指定されずに発注され、注文が受け付けられた時の最良価格の呼値に対当して約定させる注文。FAS では、未約定数量がその価格の指値注文として残ります。
FOK (Fill Or Kill)	価格が指定されずに発注され、注文が受け付けられた時に最良価格の呼値に対当して約定させる注文。最良価格の呼値に対当させるとき、注文数量の全てが約定しない場合(一部約定になる場合)、この注文は直ちに取消されます。
ベストレート呼値	価格が指定されずに発注され、注文が受け付けられた時の最良価格から呼値の1単位ずらした価格で指値が執行されます。買注文の場合は、買板の最良価格から呼値の1単位上、売注文の場合は、売板の最良価格から呼値の1単位下で指値が執行されます。
リミテッドマーケット	発注時に発動レートを設定。買の場合は約定価格の上限(発動レート)を、売の場合は下限(発動レート)を設定し、注文が受け付けられた時の最良価格から順次、設定価格までの範囲内で約定させます。設定価格までの範囲内で約定を成立させてもなお残った未約定数量は直ちに取消されます。
指成呼値	指成有効時刻を設定。指定した有効時刻までは指値として注文が執行されます。設定した指成有効時刻に未約定の注文数量は、直ちに成行注文に切り替わり執行されます。
トリガー指値	買注文の場合、現在値があらかじめ指定した価格に到達すると、自動的に指値注文として執行されます。売注文の場合、現在値があらかじめ指定した価格に到達すると、自動的に指値注文として執行されます。
トリガー成行	買注文の場合、現在値があらかじめ指定した価格に到達すると、自動的に成行注文として執行されます。売注文の場合、現在値があらかじめ指定した価格に到達すると、自動的に成行注文として執行されます。
OCO ※(One Cancels theOther)	2つの注文のうちどちらか一方が発注した時点で、自動的にもう一方の注文が取消されます。 ※OCO 注文は、建玉を決済するときのみ執行できます。
IFD (IF Done)	複合一次注文が約定した時点で、自動的に複合二次注文が発注されます。
IFO (IF Done OCO)	IFD と OCO を組み合わせた連続注文です。複合一次注文が約定した時点で自動的に複合二次注文が発注され(IFD)、二次注文のどちらか一方が発注した時点で自動的にもう一方の注文が取消されます(OCO)。

12. 有効期間

・当日

・GTD (Good Till Date 有効期限日指定)

注)GTD の終了有効期限は、取引日から+7日が上限です。

13. 注文の訂正・取消・失効

注文の訂正・取消・失効には、以下の条件があります。

(1) 訂正可能条件

- ・ 訂正は、注文数量・執行条件・注文レートのみ可能です。
- ・ 執行条件の訂正は、指値/トリガー指値/ベストレート/指成(有効時刻到来前)/FAS 注文の指値から成行への訂正のみ可能です。
- ・ 数量訂正は、数量を減らす場合のみ可能です。注文数量を増やす訂正はできません。
- ・ 注文が発注中/訂正中/取消中の状態の場合は、訂正はできません。

※取引所からの各種受付通知待ち状態であることを指します。

- ・ 一部出来状態での訂正は可能です。

(2) 取消可能条件

- ・ 注文が発注中/訂正中/取消中状態の場合は取消はできません。

※取引所からの各種受付通知待ち状態であることを指します。

- ・ 一部出来状態での取消は可能です。

(3) 注文の失効

- ・ 毎営業日、立会終了時間後に翌取引日の参加者基準額(「19.証拠金について」をご参照ください。)を使用して、新規未約定注文の証拠金チェックを行い、証拠金不足が発生している場合には全ての新規未約定注文を失効扱といたします。

14. 注文制限・約定制限値幅

(1) 注文制限

誤発注防止の観点から、直近の基準値段(※)から上下10%を超えて乖離する値段や一定の数量を超える注文はできません(下記の表をご参照ください。)

(2) 約定制限値幅

基準値段(※)から下表の約定制限値幅を超えて乖離する約定を原則として成立させないこととします。成行等の注文でも、約定制限値幅内の対当する呼値と全部約定できなかった場合には、残りの数量の注文は失効して部分出来となります。約定制限値幅は、取引状況などに応じて適宜変更する場合があります。

※ 基準値段は、原則として、直近のマーケットメイカー最良気配仲値とします。

銘柄	注文受付可能値幅(%)	約定制限値幅(%)
米ドル/日本円	±10	±0.5
ユーロ/日本円	±10	±0.5
英ポンド/日本円	±10	±0.5
豪ドル/日本円	±10	±1.0
スイスフラン/日本円	±10	±1.0
カナダドル/日本円	±10	±1.0
ニュージーランドドル/日本円	±10	±1.0
南アフリカランド/日本円	±10	±3.0
ユーロ/米ドル	±10	±0.5
英ポンド/米ドル	±10	±0.5
豪ドル/米ドル	±10	±0.5

15.1 回あたりの発注上限

当社では、1 回あたりの発注上限を設けております。

1 回あたりの発注上限	1,000 枚
-------------	---------

16. 約定の方法

(1) 個別競争取引

マーケットメイカー呼値を含む全ての注文を注文板に集め、価格優先および時間優先の原則に従って取引価格が決定されます(取引開始処理時点を除く)。

(2) 取引開始時点の取引

取引開始時点では、マーケットメイカー呼値と立会開始までの間に注文板上に出されているマーケットメイカー呼値以外の呼値との間で、マーケットメイカー呼値の価格で取引を成立させます。

取引開始処理時点の取引成立により、注文板上にマーケットメイカー呼値の買い価格より安い価格の売り指値呼値、および、マーケットメイカー呼値の売り価格より高い価格の買い指値呼値が解消された時点で、取引開始処理を終了し、通常の個別競争取引に移行します。

(3) 取引終了時の取引

立会終了時間となった段階で、自動的に取引を終了(ザラバ引け)します。

17. 決済および値洗いについて

(1) 決済方法

大証FX 取引における建玉の決済方法は、転売・買戻しの反対売買です。

(2) 損益の発生

大証FX では、以下の4つ①～④の金額を合計した為替差金による損益が発生します。

①引直差金

当日に約定した建玉のロールオーバーが行われた場合の、当日の清算数値(※)と約定数値の差から計算する損益額です。

新規建日のロールオーバー時に計算します。

・買建玉の場合: $((\text{当日清算価格} - \text{建玉レート}) \times \text{建玉数量} \times \text{当日清算価格(ドル/円)})$ (※非対円通貨ペアの場合のみ) 「小数点以下切捨て」

・売建玉の場合: $((\text{建玉レート} - \text{当日清算価格}) \times \text{建玉数量} \times \text{当日清算価格(ドル/円)})$ (※非対円通貨ペアの場合のみ) 「小数点以下切捨て」

※ 清算数値とは、値洗いを行うため、原則として通貨ペアごとに日々取引時間終了後に取引所が決定する評価のための基準の数値です。

・非対円通貨ペアの場合は当該数値差に、基準通貨に係る対円通貨ペアの当日の清算数値を乗じて円価換算した額です。

②更新差金

前日にロールオーバーした建玉が当日もロールオーバーが行われた場合の、当日の清算数値と前日の清算数値の差から計算する損益額です。

前日以前の繰越未決済建玉のロールオーバー時に計算します。(日々累積)

・買建玉の場合: $((\text{当日清算価格} - \text{前日清算価格}) \times \text{建玉数量} \times \text{当日清算価格(ドル/円)})$ (※非対円通貨ペアの場合のみ) 「小数点以下切捨て」

・売建玉の場合: $((\text{前日清算価格} - \text{当日清算価格}) \times \text{建玉数量} \times \text{当日清算価格(ドル/円)})$ (※非対円通貨ペアの場合のみ) 「小数点以下切捨て」

・非対円通貨ペアの場合は当該数値差に、基準通貨に係る対円通貨ペアの当日の清算数値を乗じて円価換算した額です。

③決済差金

当日の新規約定を当日中に反対売買した約定について、反対売買時の約定数値と当初の約定数値の差から計算する損益額です。

【決済差金額】

・当日買建玉の場合: $((\text{決済約定レート} - \text{建玉レート}) \times \text{決済建玉数量} \times \text{当日清算価格(ドル/円)})$ (※非対円通貨ペアの場合のみ) 「小数点以下切捨て」

・当日売建玉の場合: $((\text{建玉レート} - \text{決済約定レート}) \times \text{決済建玉数量} \times \text{当日清算価格(ドル/円)})$ (※非対円通貨ペアの場合のみ) 「小数点以下切捨て」

・当日以外買建玉の場合: $((\text{決済約定レート} - \text{前日清算価格}) \times \text{決済建玉数量} \times \text{当日清算価格(ドル/円)})$ (※非対円通貨ペアの場合のみ) 「小数点以下切捨て」

・当日以外売建玉の場合: $((\text{前日清算価格} - \text{決済約定レート}) \times \text{決済建玉数量} \times \text{当日清算価格(ドル/円)})$ (※非対円通貨ペアの場合のみ) 「小数点以下切捨て」

※非対円通貨ペアの決済時点では、取引日の当日清算価格(ドル/円)が未確定であるため前日清算価格(ドル/円)での仮計算となります。

取引終了後のロールオーバー処理にて取引日の清算価格で再計算することにより確定し各関連情報に反映します。

④ スワップポイント

「9.ロールオーバーとスワップポイント」をご参照ください。

18. 決済日(受渡日)について

大証FX 取引の決済は転売・買戻しの反対売買で行い、反対売買を行った際の決済代金の授受は、為替差金(「17.決済および値洗いについて」

をご参照ください。)の累計額(決済損益額)を証拠金残高に反映させることで行います。証拠金の授受は、当該反対売買を行った取引日の翌々日(取引日の翌日および翌々日が日本の銀行休業日にあたる場合は順次繰り下げ)に行います。

19. 証拠金について

大証FX 取引においては、新規建するために必要な証拠金、建玉を維持するために必要な証拠金および価格変動等によるお客様の損失を一定額に抑えるためのロスカットルール等の取扱いについて、お客様自身をご理解のうえ常に把握していただく必要があります。

大証FX 取引に関する証拠金関連用語の定義は、以下のとおりです。

必要証拠金	新規建および建玉を維持するために必要な証拠金の合計額で、証拠金基準額をもとに参加者基準額を定め算出します。 「建玉必要証拠金」は保有する建玉を維持するのに必要な証拠金額、「注文中必要証拠金」は注文を出すのに必要な証拠金額です。 ※「建玉必要証拠金」は通貨ペア毎にMAX方式による未決済建玉量にて大証が定める証拠金基準額より算出いたします。「注文中必要証拠金」はMAX方式ではありません。
証拠金基準額	取引所が定める建玉1枚あたりに必要な証拠金。 市場の変動状況をもとに週の最終取引日の立会終了後に計算し、計算日の翌々週の週初から適用します。 証拠金基準額は通貨ペアごとに異なります。
未実現スワップ損益	未決済スワップポイントの合計(日々累積)です。スワップポイントの受渡はT+2日
実現スワップ損益	建玉を返済したことにより確定したスワップ損益。
現金残高	現時点での証拠金預託額。 現金残高=入金金額±受渡日(T+2)が到来した「受渡中金額」(※) ※ 下記「受渡中金額」をご参照ください。
受渡中金額 (決済未受渡金額)	受渡日が到来するまでの未受渡金額。 受渡中金額=引直差金額+更新差金額(合計)+決済差金額+実現スワップ損益-注文約定手数料
建玉評価損益	建玉評価損益=①+② ① 当日の建玉:(買最良気配値-建玉レートまたは建玉レート-売最良気配値)×数量-決済約定手数料 ② 前日以前の建玉:引直差金額+更新差金額+(買最良気配値-前日清算価格または前日清算価格-売最良気配値)×数量-決済約定手数料 ※ 非対円通貨の場合は、米ドル/円清算価格を乗じます。
有効証拠金	証拠金残高に保有するポジションの評価損益を加味した金額。証拠金維持率(※)の計算に使用します。 有効証拠金=現金残高+建玉評価損益+未実現スワップ損益+受渡中金額-出金依頼中金額 ※証拠金維持率(%)=有効証拠金÷建玉必要証拠金×100
発注可能額	取引余力。発注審査時に使用します。 発注可能額=現金残高+建玉評価損益+未実現スワップ損益+受渡中金額-出金依頼中金額-建玉必要証拠金-注文中必要証拠金-注文中手数料合計
出金可能額	出金可能額=現金残高+建玉評価損(返済手数料見込額を含む。建玉評価益は含まれません)+未実現スワップ損(未実現スワップ益は含まれません。)+受渡中金額(益は含まれません。)-出金依頼中金額-建玉必要証拠金-注文中必要証拠金-注文中手数料合計

※ 引直差金、更新差金および決済差金については、「17.決済および値洗いについて」をご参照ください。

(1) 新規建に必要な証拠金の差入れ

大証FX 取引では、新規注文を行う際に、あらかじめ所定の証拠金を差入れていただきます。この証拠金の額は、取引所が定める証拠金基準額の1.0 倍から1.5 倍の範囲で当社が定める参加者基準額に注文数量を乗じた額とします(現在は、証拠金基準額の1.0 倍を参加者基準額とします。)。なお、証拠金は、有価証券による代用でのお取扱いはなく、全て現金とさせていただきます。(※)

※当社では代用有価証券の取扱はいたしません。

① 必要証拠金の前受け

大証FX 取引では、前もって当社が定める必要証拠金を差入れていただく必要があります。

大証FX 取引の新規建注文は、お客様が事前に差入れている証拠金の額、建玉の損益状況および当社が定める必要証拠金等に基づき計算された「発注可能額」(2)④をご参照ください。)の範囲内での発注となります。

注) 現在、ロスカット基準額は当社が定める建玉必要証拠金と同額ですので、必要証拠金とほぼ同額で新規建てした場合、手数料が証拠金から差引かれること、または建てた直後の値動き等により当社ロスカットルールに基づいて全保有建玉が強制的に反対売買される(ロスカット)になる可能性があります。証拠金は余裕を持って差入れていただくなど、リスク管理には十分ご注意ください。

ロスカットルールにつきましては、「21.ロスカットルール」をご参照ください。

(2) 必要証拠金と発注可能額の計算について

① 建数量

建数量は、同一通貨ペアにおいて売建玉または買建玉の多い方とします(この手法を「MAX方式」といいます。)

② 当社が定める証拠金の額

建玉必要証拠金(保有する建玉を維持するのに必要な証拠金)の額は、「参加者基準額×建数量」になります。(MAX方式です。)

また、注文中必要証拠金(注文を出すのに必要な証拠金)は、売建注文、買建注文に関係なく建玉注文の総数に対して参加者基準額を掛けた額とします。(MAX方式ではありません。)

③ 有効証拠金

有効証拠金=現金残高+建玉評価損益+未実現スワップ損益+受渡中金額-出金依頼中金額

【ご注意】非対円通貨の場合、決済価格は取引終了後の清算価格により円換算されて確定しますので、決済したときの有効証拠金の額と異なる場合があります。証拠金維持率が100%を下回らないよう、リスク管理には十分ご注意ください。

④ 発注可能額

発注可能額=現金残高+建玉評価損益+未実現スワップ損益+受渡中金額-出金依頼中金額-建玉必要証拠金-注文中必要証拠金-注文中手数料合計

【ご注意】非対円通貨の場合、決済価格は取引終了後の清算価格により円換算されて確定しますので、実際の発注可能額は決済したときの発注可能額を下回る場合があります。

⑤ 出金可能額

出金可能額=現金残高+建玉評価損(返済手数料見込額を含む。建玉評価益は含まれません)+未実現スワップ損(未実現スワップ益は含まれません。)+受渡中金額(益は含まれません。)-出金依頼中金額-建玉必要証拠金-注文中必要証拠金-注文中手数料合計(税込)

【ご注意】非対円通貨の場合、決済価格は取引終了後の値洗いによって確定しますので、実際の出金可能額は出金指示額を下回る場合があります。

20. 証拠金の入出金

(1) 口座への入金方法

・クイック入金サービス

当社が提携している金融機関のインターネットバンキングサービスをご利用になることで、大証FX取引システム取引画面にログインできるときは、いつでもご入金可能なオンライン入金サービスです。当サービスでは日本円1万円以上の金額でお振込みいただくことができます。なお、クイック入金をご利用できる銀行は当社HPでご確認ください。

・銀行振込

銀行窓口、ATM及びインターネットバンキングをご利用になるご入金方法です。

振込先として、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、楽天銀行の当社指定口座(口座開設手続き終了後にご案内)をご利用いただけます。

注)銀行振り込みによる入金につきましては、銀行間における送金処理及び当社の事務手続きに時間を要することから、着金確認および入金処理には、お時間がかかります。お振込みの際には必ず、振込人名義の後に、お客様のID(口座番号8桁)を併記してください。

お急ぎの場合には、必ず当社お問い合わせ窓口(0120-104033)までご連絡下さい。

また、各金融機関の営業時間外にお振込みいただいたご資金につきましては、一部銀行を除き、翌金融機関営業日の入金処理となります。

(2) 口座からの出金方法

ご出金は、取引画面に表示された「出金可能額」の範囲内で、当社営業時間中はいつでも出金請求が可能です。

出金請求のご依頼をいただいた証拠金は、当社に登録いただいております銀行口座へご依頼をいただいた日より、銀行の2営業日後に振込出金手続きをいたします。

21. ロスカットルール

証拠金に関する計算はリアルタイムで行われ、お客様の損失を一定額に抑えるため、有効証拠金がロスカット基準(=証拠金維持率100%)を割り込んだ場合に、全保有建玉が反対売買によって強制的に決済(ロスカット)されます。

注) 現在、ロスカット基準額は当社が定める建玉必要証拠金と同額ですので、必要証拠金とほぼ同額で建てた場合、手数料が証拠金から差引かれること、または建てた直後の値動き等によりロスカットになる可能性があります(※1)

証拠金維持率(※2)が120%を下回った場合にアラートメールをお送りしておりますが、ロスカットルールが適用される際の事前通知はありませんので、ご注意ください。

※1 ロスカット基準額に達した時点での価格で必ずしも約定するとは限りません。相場の状況によっては、ロスカット基準額に達した時点での価格と大きく乖離した価格で約定する可能性があります。

※2 証拠金維持率(%)=有効証拠金÷建玉必要証拠金×100

22. ギブアップ制度および建玉移管制度について

当社では、ギブアップ制度および建玉移管制度の取扱いはありません。

23. 本取引ルールの変更について

本取引ルールは、取引所が規定するルールまたは当社が規定するルールが変更された場合に、予告なしに内容を変更することがありますので、あらかじめご了承ください。

以上

平成22年3月

平成22年5月改定

平成23年2月改定

平成23年3月改定

平成 23 年 4 月改定

平成 23 年 7 月改定